

## 【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年6月30日
【会社名】	株式会社ゲオ
【英訳名】	GEO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 森原 哲也
【最高財務責任者の役職氏名】	該当する事項はありません。
【本店の所在の場所】	愛知県春日井市如意申町五丁目11番地の3
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長森原哲也は、当社グループの財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性があります。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成23年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行ないました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社5社（下記上場子会社2社を含む）を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、内部統制報告書を作成し監査を受けている上場子会社2社（株式会社ゲオディノス及び株式会社ウェアハウス）については、当該子会社の財務報告に係る内部統制報告書を利用しております。また、連結子会社8社及び持分法適用関連会社2社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している事業拠点を「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、仕入高、棚卸資産及びレンタル用資産に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

## 3【評価結果に関する事項】

下記に記載した当社及び連結子会社である株式会社リテールコムにおける全社的な内部統制及び全社的な観点で評価する決算・財務報告プロセスに関する内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、重要な欠陥に該当すると判断いたしました。従って、当事業年度末日時点における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

### 記

平成23年3月17日に当社及び連結子会社である株式会社リテールコムにおいて不適切な会計処理が行われていた疑いが生じ、当社による調査（社内調査委員会）および外部の第三者である専門家による調査（外部調査委員会）を実施いたしました。本調査により、過年度から循環取引等の不正な取引が継続して行われていたことが明らかになりました。

これにより当社は、当該不正行為及び不適切な会計処理の決算への影響額を調査し、過年度の決算訂正の結果として、平成21年3月期第三四半期から平成23年3月期第三四半期までの有価証券報告書、四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

当社グループでは内部統制の基本的枠組みに準拠し、内部統制を評価していましたが、結果として当社及び株式会社リテールコムにおいて不適切な会計処理のリスクに対応するための全社的な内部統制及び全社的な観点で評価する決算・財務報告プロセスに関する内部統制に重要な欠陥があったため、不適切な会計処理が行われ且つその発見に遅れを生じさせたものと認識しています。

当事業年度末日までに重要な欠陥が是正されなかった理由は、当該不正行為の発覚が当事業年度末に近く時間的な制約があったため、同社の是正措置及び再発防止策を当事業年度末日までに完了することができなかったためであります。

当社では財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、社内調査委員会および外部調査委員会の調査結果を踏まえ、財務報告に係る内部統制の不備是正として、以下の対応策の策定及び実行に着手しております。

#### 4【付記事項】

当社では、評価結果に関する事項に記載した財務報告に係る内部統制の不備是正として、不正行為の発覚以降、内部統制報告書提出日までに以下の対応策の策定及び実行に着手しております。

今後これらの再発防止策を徹底していくことで、不適切な会計処理を未然に防止できるものと考えます。

##### 1．緊急的対応策

株式会社リテールコムにおける対応

- ・循環取引等の不正な取引の対象となった商品のBtoB取引を廃止いたしました。
- ・不正な取引を実行した該当部門を廃止し、組織の再編成により部門間の相互牽制を働かせる体制を構築いたしました。

当社における対応

- ・商品購買部門において、職務権限基準に定めのない不文律（1000万円未満であれば上長の承認なく発注できるというもの）を廃止いたしました。
- ・取引先との異常な取引が発生していないか取引データをチェックする体制を新たに構築いたしました。

##### 2．抜本的対応策

当社グループ全体として再発防止に向けて以下の対応策を実行してまいります。

###### （1）原因行為を予防するための方策

###### ア．商品購買部における業務プロセスの見直し

職務権限基準表をはじめ、職務分掌に係る規程の内容を見直し、組織長以下の責任・権限の設定と周知徹底を図り、不正の抑止・防止できる体制を構築いたします。また、商品購買部における購買業務プロセスにおけるリスクを洗い出し、リスクが高く、異常性のある取引を識別し対処するための内部統制を構築し、その機能が有効であることを検証する仕組みを整えます。

###### イ．一人部署の洗い出し及び改善

当社グループ全社的に、担当者一人の意思により一定以上の対外的取引や資金決済を完結することが可能となる業務プロセスを抽出してリスクを洗い出した上で、他の部署との併合も視野に入れながら一人部署の解消を図り、特定の従業員に業務及び権限が集中するという状況を排除するよう改善するとともに、複数の担当者の職務分掌を明確にして、担当者間で適切に相互牽制を働かせる体制を構築いたします。

また、小規模子会社等で一人部署の解消が困難な場合は、当社からの牽制が効く別的手段を構築いたします。

###### ウ．予防措置を機能させる

これまで十分に機能していなかった予防措置を機能させるため次のような策を講じます。

A．業務において、上長による事前承認、処理担当などを明確に分けることによって、組織内の相互牽制機能を高める。また、権限を委任する場合でも、ダブルチェックや事後承認を必要とするように関連規程を改訂し、それらのルールは当社のみならず、グループ各社にも徹底させます。

また、グループ会社各社の規程整備状況を当社の監査部において把握し、上記方針に副わない規程については改訂を促します。

B．子会社と当社との契約及び担当役員を通じて、法的にも実質的にも当社グループの統治方針を遵守することを子会社にも徹底いたします。これには、子会社の社内諸規定を当社グループ統治方針に沿って改訂することを義務付けることを含むものいたします。

C. 規程の厳格な運用を図るため、次のことを当社グループにおいて実行いたします。

規程の運用状況の定期的（あるいは、抜き打ち的）なチェック。

規程を遵守しなかった場合は懲罰対象となることの周知を図る。

規程が遵守されていない部署・子会社の管理職に対する懲罰等の処分。

規程違反も内部告発の対象としたうえで、グループ各社従業員に周知させる。

「規程を守るべき価値・意義・メリット」を従業員に理解させるため、実効性を欠く規程については適宜改訂を図るほか、その見直しを従業員側から提言できる制度を設置し・周知を図る。

エ. 不正取引に手を染めないように心理的バリアを高くする。

当社は「ゲオグループ行動基準」に関するパンフレット、「コンプライアンスハンドブック」などを作成して、既に役職員に配布していますが、それらの内容を再度周知徹底いたします。そのためには、定期的な研修等を通じて、当社のみならず、グループ会社の役職員のコンプライアンス意識、モラル意識の向上を図ってまいります。

具体的には、社内規程に違反した場合の厳正なる人事処分及び処分内容を公表し、不正取引を発見する制度を機能させることにより、「たとえ不正行為をしても見つかる」ことを示し、不正行為をする前に思いとどまるような意識を醸成してまいります。

また、毎年1回、「不正行為を行っていない、懲戒規程を知っている、不正行為を行えば懲戒規程に従って処分されることを認識している、今後も不正行為を行わない」旨の誓約書を当社グループ全役職員に提出させ、意識喚起を促してまいります。

オ. 人事における定期的なローテーション

基本的には、担当者が一つの部署に長く在籍しないように在籍期間の上限規程を設けます。特に、不正行為の温床となるおそれのある部署の在籍期間を短縮し、定期的なジョブ・ローテーションを実施して一定の取引先との癒着や不正行為の隠蔽が行われにくい環境を整えます。

また、グループ各社の人員の異動状況については、当社においても人事部門において把握し、定期的なローテーションが行われていることをチェックいたします。

(2) 原因行為を早期に発見するための方策

ア. 不正取引を発見する制度的手当

内部監査部門による子会社の業務監査を実行いたします。

具体的には、子会社の決算・財務報告プロセス、業務プロセス、リスク管理及びコンプライアンスについても内部監査の対象とし、子会社にて、当社に対し、内部統制が有効に機能しており不正もないという宣誓書を提出させ、上場子会社以外の各子会社につき、一定の頻度でかかる内部監査を実施いたします。

また、不正取引が発生しやすい取引を扱う部署・子会社に対しては、不定期で監査を実施するなど、有効性を高めてまいります。

イ. 不正取引の兆候を把握する施策

A. 各種の不正取引については、「内部通報の対象とすべき行為である」との意識を徹底する啓蒙に欠けていたため、不正な取引、不正な金銭・利益の受領は、当然に内部通報の対象行為、対象事実として発見者に通報義務があること及び通報者に対し一定の評価が与えられることを当社グループ内に周知徹底させます。

その具体的な方法としては、年に数回程度、グループ各社の従業員向けに、内部通報窓口から連絡指示書を展開し「不正取引も内部通報の対象である」旨通知することなどを行います。

さらに「不正取引かは明確には分からないが、何か変・不自然である、いつもと違う」という取引についても上長に報告することに加え、内部通報によって会社に知らせることが義務であることを徹底いたします。

B. 更に次のような策も推進してまいります。

a. 事実上同一の取引先が仕入れ先と販売先になっていないかなどをチェックするため、取引先の実体（経営者、所在地、従業員数など）などのデータを子会社及び当社双方で把握すること。

b. 売掛金、仕入債務、貸付金、未払金等の推移とそれらの相手先から異常な兆候を把握できるよう、データを整備しアクセスできる仕組みを構築すること。

ウ. 担当役員への徹底

担当役員の問題意識を高めるため、前述の方策の実施状況を子会社の取締役会のみならず、当社の取締役会等における定期的な報告事項といたします。

(3) 不適切な会計処理等を早期に発見する方策

通常あり得ないような請求書・納品書・在庫証明書などが証憑として提出された場合は別として、本件のように外見上は正しく発行された書類を証憑として提出された場合には、経理処理段階で不正を発見することは容易ではありません。したがって、上記の原因行為の予防策と不正を早期に発見する方策を早期に実現することにより、不適切な会計処理等が発生しないよう、組織的に対応することを推進してまいります。

5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。